

京都市告示第183号

道路法第19条第1項及び第54条第1項の規定により、地方公共団体の区域の境界に係る道路の管理について、令和4年4月1日向日市との間に次のとおり協議が成立しましたので、同法第19条第5項の規定に基づき告示します。

令和4年6月9日

京都市長 門川 大作

1 協議道路及び管理者

路 線 名	区 域	管 理 者
府道上久世石見上里線	京都市南区久世中久世町五丁目地内	向日市

2 管理者の行う権限

道路法第27条第5項に定めるものとする。

## 境界地の道路の管理に関する協定書

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、京都市（以下「甲」という。）と向日市（以下「乙」という。）との境界に係る道路の管理及び費用負担の方法について、次のとおり協定を締結する。

（境界地の道路の管理及び権限の代行並びに費用の負担）

第1条 この協定の対象となる境界地の道路は、次のとおりとし、乙は、甲に代わって次の道路を管理し、法第27条第5項の規定による道路管理者の権限を代行する。

2 前項に要する費用は、乙が負担する。

甲の行政区域内で乙が管理する道路

路線名	区 域	備考
府道 上久世石見上里線	京都市南区久世中久世町五丁目地内	別 図

（道路の新築，改築，災害復旧等に関する工事）

第2条 境界地の道路の新築，改築，災害復旧等に関する工事の施行及びその費用負担は、甲とする。

2 前項の実施に当たり、甲は、乙に対し、事前に工事の方法施行時期等を記載した文書により協議するものとする。

（道路の維持修繕に関する工事）

第3条 境界地の道路の維持修繕に関する工事の施行及びその費用負担は、乙とする。

（例規の提供）

第4条 この協定が成立したときは、道路占用に関する例規を甲から乙へ提供するものとし、成立後甲が例規を改正したときは、乙にその内容を通知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に疑義を生じたときは、その都度協議して決定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

令和4年 4月 1日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市

代表者 京都市長 門川大作

乙 京都府向日市寺戸町中野20番地  
向日市

代表者 向日市長 安田守

